

伊丹市立産業振興センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市立産業振興センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号

名 称 伊丹商工会議所

代表者 会頭 小西 新右衛門

2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

## 団体の概要

### 1 設立日

昭和 2 1 年 1 0 月 2 2 日

### 2 資産の総額

5 8 3 , 3 5 8 , 8 9 9 円

### 3 構成員数

役員数 3 4 名 (会頭 1 名, 副会頭 3 名, 専務理事 1 名, 常  
議員 2 6 名, 監事 3 名)

職員数 1 9 名

会員数 商工業者等 2 , 0 5 0 名

### 4 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし, 商工業の総合的な改善発達を図り, 兼ねて社会一般の福祉の増進に資し, もってわが国商工業の発展に寄与すること。

### 5 事業

- (1) 商工会議所としての意見を公表し, これを国会, 行政庁等に具申し, 及び建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて, 答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質及び数量, 商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明, 鑑定及び検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し, 維持し, 及び運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。
- (10) 博覧会, 見本市等を開催し, 及びこれ等の開催のあっ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介及びあっ旋を行うこと。

- (12) 商事取引の紛争に関するあっ旋，調停及び仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して，相談に応じ，及び指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して，商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して，観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるものの外，本商工会議所の目的を達するために必要な事業を行うこと。